

青森県報

第三千七百五号

平成二十五年
六月十七日
(月曜日)

目次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(総務学事課)	一
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	二
公 告	(県民生活課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化課)	三
出先機関	(同上)	三
土地改良区の役員就任及び退任	(同上)	三
選挙管理委員会	(同上)	三
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	(事務局)	四

告 示

青森県告示第五百八号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 第三十六号を次のように改める。
- 三十六 児童等入所措置負担金に係る次に掲げるもの
- 1 納入通知書
- 2 督促状

青森県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
公益財団法人シシルバリアン協会	八戸市大字河原の四四四	訪問リハビリテーション	シシルバリアン	八戸市大字河原の四四四	平成二五・四・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	訪問介護	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	二五・五・一

社会福祉法人快適福祉協会	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	"	ヘルパーステーションふるさと	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	平成 二五 四・二四
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	認知症対応型共同生活介護	グループホームひばの里	上北郡東北町字膳前五六の一	平成 二五 四・一

青森県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	南部社協ケアプランセンター	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	平成 二五 四・一
有限会社シロダクツ	三戸郡階上町大字道字天当平七の一五	ケアプランはし	三戸郡階上町大字道字耳ケ吠六の二五	"

青森県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公益財団法人シルバーリハビリテーション協会	八戸市大字河原山一丁目四四四	介護予防訪問リハビリテーション	シルバーブック	八戸市大字河原山一丁目四四四	平成 二五 四・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	介護予防訪問介護	アースサポートむつ市小川町一丁目八の三六	むつ市小川町一丁目八の三六	平成 二五 四・一
社会福祉協会	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	"	ヘルパーステーションふるさと	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	平成 二五 四・二四
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	認知症対応型共同生活介護	グループひばの里	上北郡東北町字膳前五六の一	平成 二五 四・一

青森県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社スグン・フィオン	三沢市新森二丁目五の五	あさひ居宅介護支援事業所	上北郡六戸町大字下吉田字米沢七五の二	平成 二五 四・二
株式会社オーリーフ	三戸郡階上町大字道字耳ケ吠三〇の三	居宅介護支援事業所	三戸郡階上町大字道字耳ケ吠六の二五	平成 二五 四・一

青森県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	休止年月日
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇	居宅介護支援事業センター八ウズ弘前公園	弘前市大字元大工町二六	平成二五・三・三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人銀河

三 代表者の氏名

菊池 健弥

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字中野一丁目一三の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、日々の生活を営む上で援助を必要とする障害児、障害者、高齢者に対し、「療育」という視点を常に持ちながら、個々のニーズに的確に添えていく支援を展開しつつ、総合的な福祉の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年六月十七日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	鳥谷部 忠	上北郡七戸町字下鳥谷部四四	平成二五・六・一就任
"	小又 福藏	字森ヶ沢一二	"
"	小又 寛司	字大平一二の三	"
"	中村 博光	字榎林家ノ前八七の一	"
"	向中野由喜	字道ノ上七七の三	"
"	高田 克雄	字榎林家ノ後六	"
"	楠 俊二	字金沢平三五	"
"	鳥谷部 千代喜	字 三四九	"
"	天間 敏行	字森ノ上七五の三	"
"	工藤 文悦	字小田平一五の一	"
"	柳平 廣司	字柳平一五の二	"
監事	小又 良一	字後平二八八の四	"

